

## 景觀支障建築物等除却・改修助成事業実施要領



# 景観形成支援事業

## 景観支障建築物等除却・改修助成事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター（以下「センター」という。）が予算の範囲内において、景観形成支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、景観支障建築物等除却・改修助成事業を実施するために必要な事項を定める。

### (申請)

- 第2条 除却費助成または改修費助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、景観形成支援事業景観支障建築物等除却・改修助成金交付申請書（様式第1号）に別表1に掲げる必要な書類を添えて、センターに提出するものとする。
- 2 本助成に市町負担金を合算する場合、市町は前項の申請書の提出と併せて、当該申請への負担予定額を文書により提示する。
  - 3 市町の定める景観条例により指定された地区内で本事業と同様の助成（補助）の一部に充てるため、市町が本事業の助成を受けようとする場合は、本条第1項および以降の各条に準ずるものとする。
  - 4 センターと市町は、本助成に関する市町負担金の金額及び収受の方法等についてあらかじめ協議を行い、書面により相互に確認を了しておくこととする。

### (助成の決定)

- 第3条 センターは、前条により申請があった場合には、申請内容を審査し、助成が適切と認められるときは、助成金の交付を決定する。
- 2 センターは、必要に応じ、助成の適否について、県に意見を求めることができる。
  - 3 センターは、助成の交付決定（又は却下）について、景観形成支援事業景観支障建築物等除却・改修助成金交付決定（申請却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。
  - 4 センターは、交付決定において、助成の目的を達成するために必要なときは条件を付し、又はこれを変更することができる。

### (助成の変更)

- 第4条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、第3条第3項の規定により通知された内容の変更を受けようとするときは、第2条の規定に準じて変更申請を行わなければならない。
- 2 センターは、第1項の申請があった場合には、第3条の規定に準じて処理する。

### (助成の中止・廃止)

- 第5条 助成対象者が、助成金交付決定を受けた行為を中止又は廃止する場合は、助成金交付決定取消依頼書（様式任意）及びセンターが必要とする書類をセンターに提出しなければならない。
- 2 センターは、前項の申請に対し、内容を審査し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その結果を助成金交付決定取消通知書により、助成対象者に通知する。

### (助成対象行為完了報告)

- 第6条 助成対象者は、第3条第3項の規定により通知された内容の助成対象行為が完了したときは、速やかに景観形成支援事業助成対象行為完了報告書（様式第3号）に別表2に掲げる必要書類を添えて、センターに提出しなければならない。
- 4 センターは、第1項の完了報告があった場合において、助成の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるときは、適合させるための措置を執るよう助成対象者に対して指示することができる。

(助成金額の確定)

第7条 センターは、前条により完了報告を受けた場合は、報告書の内容を確認の上、交付すべき助成金の額を確定し、景観形成支援事業助成金交付額確定通知書(様式第4号)により、助成対象者に通知する。

(助成金の請求)

第8条 センターは、前条の確定を行った後、助成対象者から提出される景観形成支援事業助成金請求書(様式第5号)により、助成金を交付する。

(交付決定の取消)

第9条 センターは、助成対象者が次の各号の一に該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消することがある。

- (1) 実施要綱及び本要領に違反したとき
- (2) 助成金を助成事業以外に使用したとき
- (3) 交付決定の内容及びこれに付された条件に違反したとき
- (4) 偽りその他不正な行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき
- (5) 助成対象者が法令等に違反する行為を行ったとき

2 センターは、前項の取消の決定を行った場合は、助成金交付決定取消通知書により、助成対象者に通知する。

(助成金の返還等)

第10条 センターは、前条第1項により交付決定の取消をした場合において、取消にかかる部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、取消を決定した日の翌日から15日以内の期限を定め、その返還を求めることができる。

(延滞利息)

第11条 助成対象者は、前条の規定により助成金の返還を求められ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じて、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞利息を納付しなければならない。

2 センターは、前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときには、延滞利息の一部又は全部を免除することができる。

(助成対象の適正管理)

第12条 助成対象者は、助成により除却した建築物等の跡地について適正な管理に努めなければならない。

- 2 前項の跡地に新たに建築等を行う場合は、各種法令のほか、景観条例等に則し、景観形成に資する建築等としなければならない。
- 3 助成対象者は、助成により改修した建築物等について、適正に管理し、維持保全に努めなければならない。

(その他)

第13条 本要領に定めのない事項は、その都度、県都市政策課ほか関係部局と協議し判断するものとする。

附則

本要領は、平成26年4月1日より施行する。

附則

本要領は、令和6年4月1日より施行する。

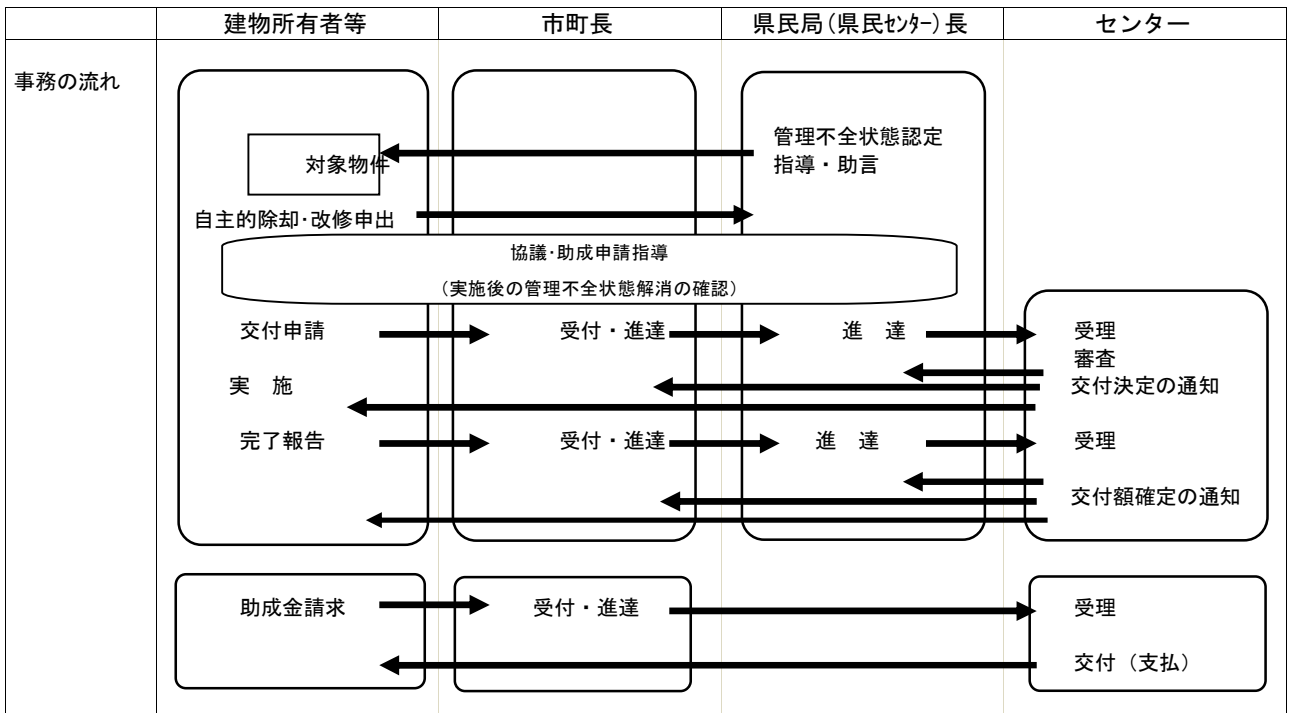
附則

本要領は、令和7年4月1日より施行する。

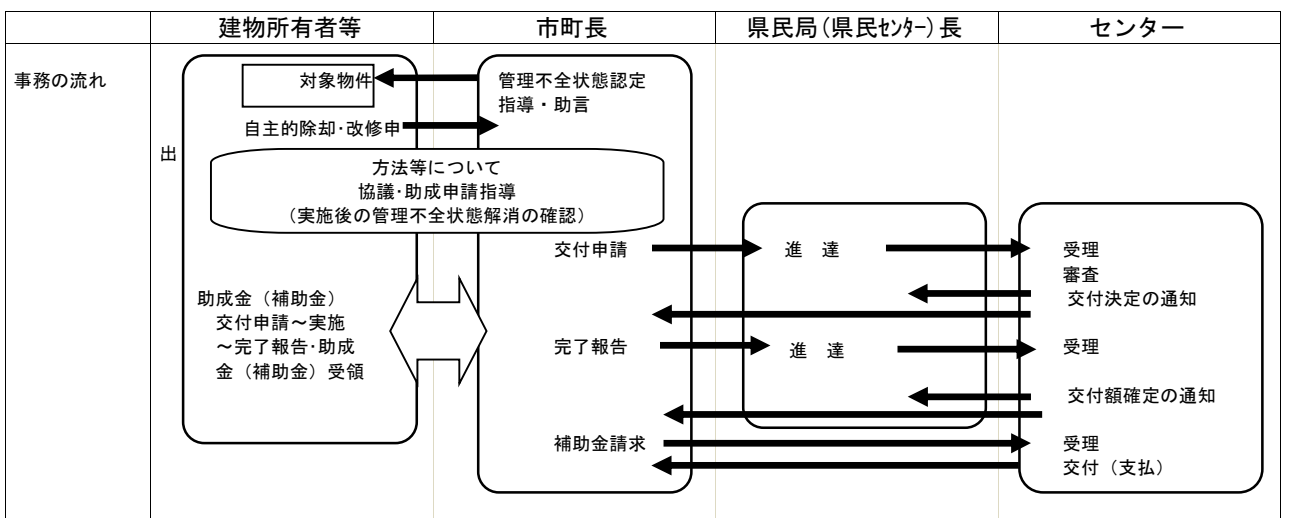
附則

本要領は、令和8年4月1日より施行する。

図 景観支障建築物等除却・改修助成事業 申請等事務フロー図（県景観条例指定地区の場合）



景観支障建築物等除却・改修費助成事業 申請等事務フロー図（市町景観条例指定地区の場合）



別表1 景観支障建築物等除却・改修助成交付申請書及び添付書類一覧

交付申請				
綴順	書類・資料	様式	内容・要点	作成
1-1	確認票	様式例	・申請者と実施内容について協議、指導等を行った後、最終的な申請内容について確認した内容を記す。	県民局 (センター)
1-2	指導・助言通知	任意	・所有者等に対し、指導・助言したことを示す書類	県民局 (センター)
2	助成金交付申請書	様式第1号	・県民局の指導・助言および実施についての協議の結果に沿って必要な事項を記入する。(以下の書類についても同様)	申請者
(2)	(変更申請のみ) 変更理由書	様式第1号改 理由書:任意	・申請書(様式第1号)の標題に「(変更)」を追加し、変更前後の内容を併記し、変更後の内容については朱書きとする。 ・変更の箇所、内容、その理由を記述した書類を添付すること。 ・その他の添付書類については、変更にかかるもののみ再提出する。(変更箇所を明示すること)	申請者
3-1	対象物件説明書	様式第1号補-1	・対象物件の用途・規模・経緯・状況、権利関係、管理状況等	申請者
3-2	対象物件 位置図・配置図	任意	・対象物件の位置図(S=1/2500程度)・敷地図兼配置図(s=1/200程度)・その他現況及び実施内容を確認するために必要な図面	申請者
3-3	対象物件 現況写真	任意	参考「添付写真について」参照のこと	申請者
4-1	工事計画書	様式第1号補-2	・工事内容、施工業者、必要な届出等、スケジュール、費用(助成対象・助成対象外)	申請者
4-2	工事見積書	任意	・施工業者より提示のあったもの(業者押印があるものの写し)	申請者
5	その他	—	・センターが必要と認めるもの(必要に応じて指示)	市町・県民局 (センター) 申請者

※市町景観条例指定地区での市町助成(補助)の一部として市町が本事業の助成を受けようとする場合  
 上表の0、1-1、1-2に代えて、2助成金交付申請書の添付書類として、①指導・助言通知、②管理不全状態解消に  
 関する指導・助言及び協議経過の概要、③市町助成(補助)の決定(予定)内容に関する書類を提出すること

別表2 景観支障建築物等除却・改修助成対象行為完了報告書及び添付書類一覧

助成対象行為完了報告				
綴順	書類・資料	様式	内容・要点	作成
1-1	確認票	様式例	・交付決定の内容に則して実施されているか、法令その他に沿った処置が行われているか確認	県民局 (センター)
2	助成対象行為 完了報告書	様式第3号	・実施結果について必要な事項を記入する。	助成対象者
3	実施後現地写真	任意	参考「添付写真について」参照のこと	助成対象者
4	工事实績書	様式第3号補-1	・計画書と同項目で実施結果を記載、助成対象額を確認、併せて行われた除却・除却工事に関連した経費についても実施状況を確認	助成対象者
5	工事請負契約書	任意	・助成対象者と工事業者で交された請負契約書の写し	申請者
6	産業廃棄物管理票 (E票)	(全国産業廃棄物 連合会)	(除却の場合のみ) ・廃棄物処理法に則して申請者に返送された報告書の写し	助成対象者
7	工事費用請求書及び 工事費用支払領収証	任意	・工事業者から助成対象者に提出された工事費用の請求書(写し) ・助成対象者が工事代金を支払ったことを示す領収証(写し)	助成対象者
8	その他	—	・センターが必要と認めるもの(必要に応じて指示)	市町・県民局 (センター) 助成対象者

※市町景観条例指定地区での市町助成(補助)の一部として市町が本事業の助成を受けようとする場合  
 上表の0、1-1に代えて、2助成対象行為完了報告書の添付書類として、①市町助成(補助)の完了確認に関する書  
 類を提出すること









公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター  
理 事 長 様

助成対象者

住所

氏名

電話

電子メール

### 景観形成支援事業助成対象行為完了報告書

景観支援事業景観支障建築物等除却・改修助成金の交付にかかる助成対象行為が完了したので、景観形成支援事業景観支障建築物等除却・改修助成事業実施要領第6条の規定により報告します。

#### 記

申請する助成の種別	・ 景観支障建築物等除却費助成          ・ 景観支障建築物等改修費助成
景観形成地区・広域 景観形成地域	地区・地域名称                                  ゾーン名・通り名/該当する「広域景観の形成が特に必要な区域」
対象物件	名称 ※住宅の場合は「（旧）居住者氏名）邸」、その他は「（旧）施設名・屋号・商号」
	所在地 地 番： 住居表示：
完了年月日	令和 年 月 日
交付決定年月日	令和 年 月 日
交付決定番号	令和 ー 第 号
交付決定額	
助成対象額	実 績： (交付決定： )

- ・完了報告にあたっては県・市町担当に完了の状況の確認を受けてください。
- ・完了報告書には実施要領及び県・市町担当の指示に従い必要な書類を添付してください。
- ・提出書類は、市町担当に提出してください。



（電子メール施行）  
 まち技 第 号  
 令和 年 月 日

様

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター  
 理 事 長

### 景観形成支援事業助成金交付額確定通知書

景観支障建築物等除却・改修助成金として下記のとおり助成額を確定したので通知します。

記

申請する助成の種別	・景観支障建築物等除却費助成                      ・景観支障建築物等改修費助成	
景観形成地区・広域景観形成地域	地区・地域名称                      ゾーン名・通り名/該当する「広域景観の形成が特に必要な区域」	
対象物件	名称	※住宅の場合は「（旧）居住者氏名）邸」、その他は「（旧）施設名・屋号・商号」
	所在地	地 番： 住居表示：
確定額		
確定年月日	令和 年 月 日	
交付決定額		
交付決定年月日	令和 年 月 日	
交付決定番号	令和 一 第 号	

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター  
理 事 長 様

助成対象者

住所

氏名

電話

電子メール

### 景観形成支援事業助成金請求書

令和 年 月 日付けまち技第 号により額確定通知を受けました景観支障建築物等除却・改修助成金について、景観形成支援事業景観支障建築物等除却・改修助成事業実施要領第8条の規定により、下記のとおり請求します。

#### 記

申請する助成の種別	・景観支障建築物等除却費助成      ・景観支障建築物等改修費助成		
景観形成地区・広域景観形成地域	地区・地域名称	ゾーン名・通り名/該当する「広域景観の形成が特に必要な区域」	
対象物件	名称	※住宅の場合は「（(旧)居住者氏名) 邸」、その他は「(旧)施設名・屋号・商号」	
	所在地	地 番：	
		住居表示：	
請求金額			
確定額			
確定年月日	令和	年	月 日
交付決定年月日	令和	年	月 日
交付決定番号	令和	—	第 号

助成金振込先	金融機関名			
	支店名			
	口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
	口座名義	(ヨミガナ) 口座名義全体のヨミガナを正確に記入してください。 (漢字)		

様式例

景観支障建築物除却・改修助成事業 助成金 交付申請・完了報告 確認票

申請者及び申請対象	申請日(報告日)	令和 年 月 日	受付日	令和 年 月 日	
	申請者 (助成対象者)	住所 氏名			
	申請(完了報告)する助成の種別 (該当する助成に○)	1 景観支障建築物等除却費助成 2 景観支障建築物等改修費助成			
	対象物件	景観形成地区・広域景観形成地域	地区	ゾーン	通り
		名称			
所在地					
申請内容に対する意見等	協議・指導等※の経過・内容  ※県・市町・申請者・センター	年 月 日	経過・内容		
	除却・改修工事の内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等に準拠し適切な実施内容であるか(除却・改修)</li> <li>・景観形成基準に則しているか(改修) 等</li> </ul>			
	対象経費について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象経費について適切に見積もられているか 等</li> </ul>			
	その他内容について				
	助成申請に関する特記事項等				
市町による景観助成 (随伴助成(直接)の場合)	事業名	助成金額	円(交付決定・交付済)		

当該申請について、上記の通り確認しました。

令和 年 月 日  
県民局(センター)長